

## 契約条項目録

甲：消費者、乙：被告

## ■中途解約を制限する条項及びやむを得ず中途解約をする場合に残余金の一括支払義務を課す条項

○第11条 甲は本契約書の中途に於いて解約はできないものとします。

2 止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに乙に支払い清算します（所有権が甲に移転しないリース契約です）。

○第12条

3 この場合乙が引き上げる又は乙が保有している本物件について乙が「清算義務」を負わないことを認めます。また、甲は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います。

## ■契約を自動更新する条項

○第11条

4 甲は自動更新を採択しないとき期間終了3ヶ月前迄に書留郵便を用い乙に通知します。（左の意思表示がないとき自動更新されます）

## ■リース契約にみられるような消費者に過大な負担を負わせる条項

○第4条（受領期限・パッケージリース物件申込書④・物件受領義務）

4 甲は、本物件を引き渡され受領するときは注意義務を負い、目録通り引き渡され甲が承認し受領した時はその後異議申立てができません。

5 甲は、乙からの物件提供を受けて受領しない場合に於いても、本契約書規定のリース料支払いを認めます。（第7条・第11条関連）

○第5条（物件維持管理責任・保守整備委託）

甲は本物件の使用にあたり善良なる管理者として監督官公庁の法律・規則に従うこととし本物件の機能・有効性の維持管理責任を負います。故に甲は整備保守を国家資格免状取得者等に委託し本物件を正しく正常に保ち使用します。

○第7条（物件の滅失・毀損・紛失・法改正失効）

甲は、本物件の返還迄に生じた滅失、紛失、法改正による失効等に伴う各損害を負担します。

■契約形態及び契約当事者が、消費者の契約申込後、被告の判断により、あるいは被告と第三者との契約の成否により決まる旨の条項

○第10条（停止条件付）

- 1 甲は、乙が採択する下記「契約型①」と「契約型②」の契約型を認めます（民法第127条1項・停止条件）
  - 2 「契約型①」の法律行為は、乙自身が本契約書リース物件貸主を担当する場合です。この場合の契約当事者は甲乙間となります。
  - 3 「契約型②」乙は、乙が採択する第三者リース会社へ本目的物所有権を譲渡し目的物販売会社「丙」の立場となり、この場合の契約当事者は甲と第三者リース会社間になります。しかし、甲と第三者リース会社間の契約が不成立に至るとき停止条件が成就し契約型①が復活します。

■顧客に弁護士費用等を負担させる条項

○第13条

- 5 甲は、乙が本契約書に生ずる権利の実行又は保全に要した費用及び甲乙間の紛争に關し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担します。

■支払方法を「一括前払・月払」とする条項

○第13条

- 2 リース料等の支払方法は「一括前払・月払」限りとし、（以下略）